

「日米密約とは何だったのか」

～現場からの報告～

日時◇ 2010年5月8日(土) 13時30分～16時30分 場所◇ 文京区民センター

パネリスト

新原 昭治氏(にいほら・しょうじ)

国際問題研究者として解禁文書など一次資料で日米安保史を究明。1931(昭和6)年生まれ。福岡市出身。1954年九州大学文学部卒(心理学)。長崎放送記者として佐世保米海軍基地問題や長崎での初の原水爆禁止世界大会(1956)を取材。「赤旗」記者、日本共産党国際委員会責任者を経て2000年退職。その後はほぼ毎年、訪米して米国立公文書館や各地の大統領図書館で米解禁文書調査に従事している。非核の政府を求める会核問題調査専門委員・日本平和委員会理事。著書に、ブッシュ核戦略を批判した『「核兵器使用計画」を読み解く—アメリカ新核戦略と日本』(2002、野呂榮太郎賞受賞)、『アメリカ核戦略と日本』(1979)、『あばかれた核密約』(1987)、『米政府安保外交秘密文書 資料・解説』(1990)、『「日米同盟」と戦争のにおい』(2007)など。目下、米解禁文書新資料集の刊行準備中。

太田 昌克氏(おおた・まさかつ)

共同通信編集委員。1968(昭和43)年、富山県生まれ。早稲田大学政治経済学部政治学科卒業後、92年、共同通信社入社。広島支局、外信部、政治部などを経て2003年から2007年までワシントン特派員。その後、政策研究大学院大学(GRIPS)博士課程を修了。博士(政策研究)。核問題、密約報道などで2006年度ボーン・上田記念国際記者賞、2009年平和・協同ジャーナリスト基金賞を受賞。2009年「核持ち込み密約は外務官僚が管理—歴代四次官が証言」など核密約に関する一連の報道を行う。

春名 幹男氏(はるな・みきお)

名古屋大学特任教授。1946(昭和21)年、京都市生れ。大阪外国語大学(現大阪大学)ドイツ語学科卒業。69年に共同通信社入社後、大阪支社社会部、京都支局勤務を経て外信部記者。ニューヨーク支局、ワシントン支局、同支局長を務め、在米報道活動は計12年。帰国後、論説委員兼編集委員、論説副委員長、特別編集委員。2007年3月退社。同年4月名古屋大学大学院国際言語文化研究科教授。10年4月から名古屋大学特任教授、早稲田大学客員教授。95(平成7)年にボーン・上田記念国際記者賞、04年に日本記者クラブ賞を受賞した。密約に関する外務省有識者委員会の委員を務めた。

コーディネーター

岩崎 貞明氏(いわさき・さだあき)

『放送レポート』編集長。1963(昭和38)年東京生まれ。東京大学文学部を卒業後、86年、全国朝日放送(現・テレビ朝日)入社。報道局社会部で司法担当記者や「ザ・スクープ」ディレクターや「スーパーJチャンネル」デスク等を経て退職。2001年より現職。09年4月に原告勝訴・文書開示命令判決が出た沖縄密約情報開示請求訴訟の原告の一人。

<パネリスト>

国際問題研究者 新原 昭治氏 (にいほら・しょうじ)
共同通信編集委員 太田 昌克氏 (おおた・まさかつ)
名古屋大学特任教授 春名 幹男氏 (はるな・みきお)

<コーディネーター>

『放送レポート』編集長 岩崎 貞明氏 (いわさき・さだあき)



左より岩崎、春名、太田、新原

1 部：基調報告

▼日米密約 3 つの類型



新原 昭治氏 (国際問題研究者)

私は 3 月 9 日に発表された有識者委員会の報告の基本的な問題点を指摘したいと思います。いま日本では、沖縄の普天間基地の問題をはじめ安保との関係が鋭く論議されようとしています。そういうときに日米安保と正面から向き合いたくないという政治的傾向が反映したのが、有識者委員会の密約論の基本的な枠組みだと私は見えています。これは委員会座長の北岡伸一・東大教授が書いたと公表されています。

序論には、狭義の密約、つまり厳密な意味での密約という箇所があり、一例として出しているのが 1907 年の日露協商です。これは日露戦争で日本が勝利した直後に四次にわたり結ばれ、公表された条約部分のほかに密約がありました。これを 1917 年に成立した革命政権が入手し公開し、1917 年 12 月 22 日にニューヨークタイムスも掲載しました。その密約とは日本とロシアが満州 (中国東北部) に対する実質的な権益を分け合ったもので、南部満州は日本のもの、北部満州はロシアのものとして、そこに第三国が入ってくるのを排除するというものでした。ニューヨークタイムスの記事も、その点を強調して速報したわけです。

有識者委員会の報告では、1960 年 1 月 6 日に藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使が頭文字署名した核持込みの密約は「密約でない」とされていますが、これは国際法上の権利義務を實際上無視しています。今の時

点でこの密約を放置しておきたいという今の内閣の事実上の意図に沿ったものと私は見えています。有識者委員会のみなさんが苦勞して得られたデータを結論づけるにあたって、このような仕分け方法が採用されたということは、日米軍事同盟に傷を付けたくないという政治的思惑に深くかかわっていたことを否定しえないと思います。共同通信が3月9日に配信した記事では「有識者委員会関係者が広義の密約を魔法の言葉だったと指摘した」とありました。

二番目に、いま問題となっている日米密約を有識者委員会の方法論で評価することは、そもそも現実離れしています。有識者委員会の報告では日露協商のことを「古典的帝国主義外交の時代の狭義の密約」と呼んでいます。しかしこれは、第二次大戦後の日米間の密約には当てはまりません。アメリカは第二次大戦後の米ソ対立が激しくなると、やがてポツダム宣言から事実上逸脱して日本をアメリカの世界戦略上の一大軍事拠点にする道を押付けてきました。それは、侵略戦争を経験し軍国主義の道連れとされた日本国民の「もう戦争は嫌だ」「日本は米ソどちらにも加担せず中立の道を進むべきだ」という当時の圧倒的な世論と対立し、それを踏みにじるものでした。

しかし、アメリカ政府は戦後の冷戦政策下での日本の軍事基地化の実態を日本国民と国際社会に生々しく知られるのを恐れました。そのため、日本の保守政権の協力のもと、旧日米安保条約を押し付けることからして密約同然の閣外交によって強行しました。日本から6人の全権がサンフランシスコに行くと、前日の夜遅くにアメリカ側から翌日、日米安保条約の調印をするということを告げられ、米軍基地の中に連れ込まれて、結局、調印したのは吉田茂ひとりであったということに、そのことが何よりもよく表われています。

いまに繋がる戦後日本の押し付けられた特異ななりゆきについての冷徹な歴史認識を抜きにして、安保条約のもとで相次いで交わされた日米密約の実質と特徴を確認することは不可能だと思います。米軍による全面占領末期には、こうしたプロセスを推し進めるために国民に対して実に乱暴な手段がとられました。職場から闘う労働者を大量追放したり、日米安保条約を結ぶ時期に出版・言論・集会・結社の自由の歴然たる剥奪をしました。旧安保条約が1952年に発効し、アメリカの管理・指導のもとに自衛隊が育成・強化され、占領から引き続いて残った多数の米軍基地をアメリカが自由勝手に利用し続けました。

そのような状況下で、旧安保条約発効直後から秘かに核密約が日常化していきました。これは、国民の平和への広範な期待、核兵器への強い拒否感——広島・長崎を繰り返すな、という国民的な批判と鋭く対立するものでした。この避けがたい矛盾こそが、日米両政府に密約を必要とさせた本当の理由であったと考えます。そのような取り決めが公然と行われていたら、日本における政府の存立を脅かす事態になったでしょう。その点で、政府と有識者委員会は一連の日米密約の本質的な意図と、それが意味するものを国民の前に告発すべきであったし、いまの時点で求められる必要な外交的手段——密約を廃棄するための対米通告などの措置をきちんと提起する必要があると思いますが、そのような本質的なものは欠けていたと思います。

たしかに自民党政権時代には、政府は「密約はない」と言ってきたわけですから、事態は動きました。しかし全体として折衷的で、なによりも密約は何かをめぐる特異な仕分けの方法論が据えられたことによって問題の核心を突くことはできなかったと言わざるを得ません。とくに、座長の北岡氏が「終わりに」で、密約であるとかないとかというレッテル張りが横行していると揶揄している部分もあり、啞然とさせられました。また序論の中で、国民が五十数年間にわたって平和と主権回復のためにたたかってきたことを指して、米ソ対立がわが国に持ち込まれた冷戦の縮図であったと断定しています。これは広範な日本国民の平和と中立、非核の意思、長年にわたる国民の運動に対する冒瀆であると考えます。とりわけ広島・長崎の原爆投下の深刻な経験、あるいはビキニ環礁での水爆実験による被曝事件を通じて、原水爆禁止の世論と運動を自ら発展させてきた日本国民の歩みを、米ソ冷戦対立構造における一方の極からの輸入品などとして片付ける立場はもってのほかだと考えます。

以上のような基本認識に基づいて、私なりにいま問題になっている日米密約を概括してスケッチしてみたいと思います。三つのグループに分類してみました。一つめは核兵器持込みの密約、二つめは米軍基地そのものの特権——Base Right（基地権）と英語で言っています——についての密約、三つめは米軍による自衛隊の管理・指揮に関する密約です。1960年の核持込み密約も、沖縄施政権返還にあたって佐藤・ニクソンのあいだで取り交わされた核兵器再持込みについての密約も、表向きにしたら到底国民に受け入れられないと想定されたものを国民から隠蔽する狙いで結ばれた二国間協定だと思えます。

たしかにいま、核持込みの実態その他アメリカの核戦略はかなり推移しつつあります。だからといって密約によって保護されてきたアメリカの特権とそれを保障すべき日本側の義務を無視することは到底できません。国際法的な密約上の権利・義務には変化はないのです。したがって核密約そのものを廃棄し、アメリカが海外に対する核兵器配備政策を完全にやめないかぎり、この問題は続くだろうと思えます。

二つめは、米軍基地をめぐる密約です。ポツダム宣言から事実上逸脱して日本を軍事基地化するために全面占領後も米軍基地の存続が強行されました。旧安保条約では米軍占領当時にあった基地の多数が、米軍の主張どおりに安保条約下に持ち越されたのです。このために旧行政協定の第3条1項では米軍基地において権利・権力・権能を持つということが繰り返し謳われ、米軍の権利は基地の外においても合同委員会での協議さえ経れば米軍が行使しようということが書かれました。この旧行政協定下のアメリカ軍の基地権が60年の安保改定によって、あたかもかなり改善されたかのように喧伝されたものです。しかしつい最近私が公表した1960年1月6日の密約（藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使が調印した密約）では、新安保条約下の地位協定でも基地に関する米軍の権利は何ら変わらないと明記されています。ここに普天間問題や思いやり予算、その他の形で米軍基地維持費の日本の負担の問題がずっと拡散している原点があると思えます。

さらに見逃すことができないのは、日本における米兵犯罪の問題です。沖縄や神奈川をはじめ米軍基地周辺では米兵犯罪がいまだに多発していますが、この犯罪をめぐる裁判権放棄の密約は存続しています。一昨年秋、アメリカの国立公文書館でこの密約の原文を手に入れました。最近、ジャーナリストの吉田敏浩氏が毎日新聞から『密約 日米地位協定と米兵犯罪』、平和新聞編集長の布施祐仁氏が岩波書店から『日米密約 裁かれない米兵犯罪』を出して、それぞれ、この密約とそれに基づく実態についてたいへん詳しく触れています。この裁判権放棄の密約について、鳩山内閣が積極的に調査・追及し破棄する姿勢を示すのかどうか、強く問われています。また、いま横須賀で問題になっていますが、原子力軍艦の寄港や母港化に関連した放射能監視体制についても、すでに密約の存在が判明しています。

三つめには米軍管理下の日米共同作戦体制の密約です。まだ十分調べきっていませんが、旧行政協定の24条にともなう密約について、少なくとも口頭密約があったことはアメリカ国務省が発表しました。有事における自衛隊に対する米軍の指揮権を規定した密約です。おそらくこれは、いまだに形を変えて存在しているという疑惑を消すことはできません。徹底的に追及して、憲法九条と国際平和の流れに逆らう重大な行為として究明しなければならないと思えます。また日本の自衛隊がイラクに派兵されたとき、日本政府は相手国政府との間に、日本における米兵犯罪の裁判権放棄密約と同じような裁判権放棄の取り決めを結ばせていました。もし自衛隊の海外派兵がどんどん押し進められることになれば、日本で主権侵害だと問題になっているような取り決めをアジアや中東などの国々に押し付けることになります。

これらを一瞥して際立つ特徴は、そのすべてがアメリカの世界的な軍事戦略、戦争戦略の遂行の目的でアメリカの権利を守るためであり、主権蹂躪の疑いが極めて濃厚な日本の義務を規定したものです。憲法第9条をないがしろにする重大な密約として、あらゆる角度からの徹底的な究明がなされなければならないと思えます。

▼日米双方に都合がよかった密約



太田 昌克氏（共同通信社編集委員）

私は、そもそも密約証言がどのように出てきたか種明かしをした上で、密約が持つ日米同盟にとっての意味、密約報道の問題点、そして抑止力の問題について思うところをお話したいと思います。

昨年5月末日に共同通信の加盟紙50社以上に記事を配信しました。証言の発端となったのは、先々月に急逝された村田良平・元外務事務次官（元駐米大使）が2008年9月に書いた800ページを超える回顧録です。インターネットで調べごとをしていたら、「元外務事務次官が密約があったと認めている」と書いてあるサイトがあり、驚いて回顧録を買ってきて読んだところ、「秘密の了解があった」「国民を欺き続けていた」とはっきり書いてありました。

大平外務大臣とライシャワー駐日大使が1963年4月4日の朝食会で日米密約の意味を確認した秘密会談を行いました。1999年にその内容を記したアメリカ側の記録が開示されるわけですが、それを見て以来10年間、アメリカで公文書を調べたり、外務省に公文書公開請求をしたりしてきました。主にアメリカの方から多くの証言をいただてきましたが、みなさん60年代に政府の要職に就いておられた方で、大統領補佐官のウォルト・ロストウさんとかロバート・マクナマラ元国防長官、ジョセフ・イエガー元国務省東アジア部長などです。当時、対日政策や核政策にかかわった方々に話を聞くと、船に核を積んで横須賀や佐世保に来ていたことは、当たり前で誰も否定しないんです。アメリカ側は明々白々な歴史的事実であると言っていて、秘密でも何でも無いという認識でした。

ところが日本で駐米大使を務めた方、北米局長を務めた方に密約の話をして、まったく反応がないというか、まともな答えが返ってきません。ですから村田氏の回顧録を見て驚き、これは取材をしてみる必要があるということで、村田氏の自宅を訪れたのが昨年3月18日でした。このことは、私が『世界』（岩波書店）に書かせていただいた論文「日米核密約 安保改定の新証言 あぶり出された全容」の中になりに詳しく取材プロセスも含めて出ています。村田氏によると、1枚の手書きのメモの中に密約の内容が書かれていた、そのメモは前任者の柳谷謙介事務次官に示されたもので、私は次官になって初めて知ったと言われました。そして自分の後任の次官にも説明したと。後任は栗山大使だったと思います。

2時間ほどのインタビューで、生々しい話をしていただいたのですが、村田氏は「オフレコにしてほしい」「村田の名前で書かないでほしい」との前提で、どのように密約の引き継ぎがあったかを説明しました。書かない約束をしたわけではありませんが、「ここからは書かないでください」と言われて一方的に話をされたものですから、ずっと最後まで聞いてしまったわけです。そのとき私は、日本側は否定してきたわけですが、こうして日本外務省の中核レベルで組織的に核密約が政策として継承されていたということを確認しました。

オフレコと言われても、やはり新聞記者ですから、これを書かずに棺桶に入ったら死んでも死にきれないだろうなと思いました。そこで別のやり方——これはよくやる方法ですが、別の人がオンレコで話してくれたら書けるわけです。当時、事務次官経験者が村田さんを含めて11人存命していて、そのうち連絡のついた6人に取材しました。村田さんの前任者の柳谷謙介氏は、電話で「取材に来ないでくれ」「そんなのは知らん」と全面否定、けんもほろろの状態でした。

そこで村田さんの後輩たち何人かに、アメリカで出てきた文書——大平・ライシャワーの会談記録とか、日本外務省にも草案が存在した秘密討論記録という核密約の内容が書かれている文書——を持って行って話を聞

いたら、「これと同じ文書が日本側にもある」とおっしゃる方がいました。私はびっくりして「この英語の文書も持っていたのですか」と聞くと、そこで顔色が変わりました。「まずいことを言ったな」と思ったのでしょうね。その後「ここに書いてあるのと同じ内容のことが日本語に訳されて書かれた文書がある」とおっしゃいました。これにも驚きました。「やっぱり日本政府内にも文書が残っているのだな」と直感したからです。

その方への取材は最初はオンレコだったのですが、「しゃべりすぎた」と思ったのでしょうかね、「名前を出さないでくれ。外務事務次官経験者という説明ならいい」となりました。こういうのを取材ではバックグラウンドと言います。名前まで出さないけれど、どのへんの情報かということをはっきりさせるためにその人の身分を書くというものです。60年当時は解釈があいまいだったが、63年の大平・ライシャワー会談である程度アメリカの認識が分かってきた、と言う方もおられたし、「国会で嘘の答弁をし続けてきて自分は恥ずかしかった。船に核を積んで入ってきているのは当たり前なのに、国会では『事前協議制度がないかぎり核持込みはごさいません』と一貫して言い続けてきた。アメリカもよくそれを黙認していた」と言う方もおられました。

外務事務次官というのは、主要なポストを経験しながら外務官僚トップに登りつめた方々です。オーソドックスなルートは、北米局か条約局（いまの国際法局）の課長や局長を務めた方が就任します。両方を務める方もいて、よくあるエリート外務官僚の出世の仕方です。日本の安全保障を握っているのはアメリカで、握られている部分を紙に書いて、保管しているのが条約局なのです。日本のいちばん大事な部分だと外務官僚が思っているところに有能な人材を配置します。しかも口が堅い人が出世して外務事務次官になります。

村田氏は両方の局長を務めていません。彼は経済畑の出身で、外務省では主流ではありません。ですから彼は外務事務次官になって初めて知った。他の方に聞くと「そんなのは条約課長のときから知っていた」と言います。中には「条約課ではそんな常識ですよ」と言う事務次官経験者もいてびっくりしました。

条約局や北米局を経験した方にとってはまさに「密教」の部分です。「事前協議がないかぎり核持込みはありません」というのは一般の国民も聞かされている「顕教」の部分です。村田さんは「顕教」の部分にずっとおられた方で、外務事務次官になるからには「密教」を知らなければならないということで、密約の文書を見せられたのだと思います。これは、外務省のひとつの権力闘争の縮図だと思います。やはり「密教」を握っている人がどんどん出世していくのですね。「顕教」の人がたまにやってくると、そこで初めて「密教」を教えられるわけです。そして「密教」を握っているほうが力を持っているわけです。

村田さんは途中からオンレコを認めるようになりました。最初は匿名で書いたのですが、西日本新聞がその後村田さんのところに取材に行き実名で書いたので、私も「実名でよろしいでしょうか」と言うと最初は渋りましたが、「まあ、しょうがないです」ということで実名にさせていただきました。

外務省の現役官僚たちの中には、北米大使まで務めた大先輩に対して「墓場までもっていく話をよくも話しやがったな」と怒っている人もかなりいました。仲のいい外務官僚に「私が悪いということですか」と聞くと「太田さんは記者だからしょうがない、悪いのは村田だ」と言っていました。そのように言う人は「密教」を知っている人です。「村田は何も知らないくせに、次官のときにちょっと垣間見たことで、さも全部知っているかのように語っている、けしからん」と言う方もおられました。

では密約がなぜ必要だったか。「『同盟管理政策』としての核密約——対米呪縛の根底」という論文を『世界』に書きました。密約は日米双方にとって都合がよかったのです。アメリカにとって都合がよかったのは、もともと旧安保時代に日本の国土に核兵器を持ち込みたかった。なぜなら朝鮮半島と台湾海峡に近いので、日本は核戦争をやる際のとてもよいプラットホームだからです。日本から爆撃機に核を積んで飛び立っていけば、朝鮮半島と台湾海峡を射程に収めることができます。西ドイツなどは冷戦の最前線ですから、アメリカは核を置いています。ベルギーや、オランダ、イタリアにも陸上に置いていて、アジアでも同じ事がしたかった。

しかし 50 年代、アメリカのアリソン大使が、日本はヒロシマ、ナガサキへの原爆投下あり、戦争が終わっ

たばかりで、ビキニ環礁での第五福竜丸の被爆があって、築地でマグロを埋めたりしているの、日本の陸上に核を配備したら世論がたいへんなことになるかと心配しました。そしてアリソンの話を「わかった」と軍部は言うのですが、「せめて船に積んで持って行くのはいいよな」という話になるわけです。新原先生が発掘された資料のなかにあるように空母オリスカニが初めて核を積んで 1953 年秋に横須賀にやってきて、オリスカニはそのまま朝鮮半島の沖合に行き核攻撃準備をする訓練をしています。オリスカニの艦長は、われわれが日本や朝鮮半島に行ったのは北朝鮮や中国を抑止するための軍事作戦（オペレーション）だった、と言っています。

1960 年の安保改定で核の持込みは事前協議の対象になります。ところが軍部はそれまで船に積んで核をもってきていたから、今後も続けたい、日本も当然それを認めるだろうという雰囲気だった。それで核密約が結ばれていくことになり、船に積んだもの、飛行機に積んだものは、旧安保体制下で行われていたように従前通り認めていくという文書が作られるわけです。核のオペレーションを自由に行いたいアメリカの軍事的ご都合主義が密約でした。かたや日本の歴代総理も、核戦略のことがそれなりに分かっていたことが日米の文書などから判明しています。例えば 1957 年に岸信介総理とマッカーサー大使が会談し、マッカーサーは岸という人物にとっても感銘を受けています。マッカーサーが 1957 年 5 月にダレス国務長官に書いた手紙の中にこのようなくだりがあります。

「ようやく有能な指導者が日本に現れた。岸は私に全面戦争を防ぐために日本はアメリカの核抑止力に依存していると認めた。岸は機動打撃部隊を攻撃準備態勢におくことの意味を理解している」

アメリカの核があるからソ連は攻めてこないということを岸は信じてくれていると書いているのです。しかも岸は機動打撃部隊を攻撃準備態勢におくことを理解しているという。機動打撃部隊というのは空母のことで、核兵器が積まれていました。したがって岸はある程度、船に核が積まれて日本に入ってきている実態を知っており核抑止に依存していたと言えます。しかし一方では、ヒロシマ、ナガサキ、ビキニの問題があった。当時、核の問題がスポットを浴びると、たちまち国民の反核感情を惹起し政府の政策が遂行できなくなる。したがって日本政府にとっても「核の傘」に守られながら反核感情を封じるために密約が必要でした。

鳩山さんが沖縄に行って「やはり沖縄に海兵隊は必要です」と言いました。何で必要なのかというと「抑止力ということをお勉強したからだ」と答えました。抑止力と言われると、金科玉条のように正しいと思ひこんでしまう。政治リーダーの発想というのは、岸さんも大平さんも佐藤さんも同じです。しかし、抑止力ということの意味が本当に分かっているのでしょうか。「抑止力は何から構成されているのか」「抑止力はどのようなときに発動されるのか」「核の傘は一枚傘か、二枚傘か、三枚傘か」「核の傘の一枚が破れたら抑止力は本当に崩れるのか」という問いを発しているのでしょうか。総理・政治家が抑止力とは何かということを考えて、官僚たちから答えをもらって、そのうえで政策判断をしているのでしょうか。この点は疑問に思います。

有識者委員会ができてから密約問題が新聞やテレビで、トップニュースで報じられる日々が続きました。とくに有識者委員会の報告書が 3 月 9 日に出る直前には、「有識者委員会は、核密約は密約とまでは言い切れないと断定した」などと、有識者委員会が何を報告書に書くのかという点ばかりを報道していました。中には競馬新聞みたいに、「核密約」「朝鮮有事の密約」「沖縄核密約」「沖縄返還財政肩代わり密約」について、密約であるかどうかを○×△で予想することを各社がはじめるわけです。

ジャーナリストの大事な仕事として、時の政権・当局者が何を政策として打ち出すかを検証することがあります。また、どういう政策を出してくるのかを事前に把握することも大事な仕事です。しかしもっと重要なのは、自分たちで事実を掘り起こして、自分たちで資料を調べて、自分たちなりに密約か否かを判断することだと思います。有識者委員会が×と言うのか、○と言うのかにばかり焦点を当て、競馬の予想のようなことをする報道にまったく意味がないとは思いますが、それをやるくらいなら自分たちでもっと調べたほうがいいのではないのでしょうか。

▼非核三原則守らせたのは国民の力



春名 幹男氏（名古屋大学特任教授・元共同通信）

私は有識者委員会の内側で、結果的に密約の〇×をつける作業に加わりました（笑い）。①核搭載艦船の寄港領海通過＝〇、②朝鮮半島有事と事前協議＝◎、③有事の沖縄への核再持込み＝×、④沖縄返還時の原状回復補償費＝〇という結果に一応になりましたが、これはやはり庶民感覚とは違うと思われるだろうし、私自身もそう思っています。庶民感覚からいうとすべて密約なんですね（笑い）。

有識者委員会というやり方で調査したことがよかったのかどうか、検証されていません。私自身も衆議院外務委員会で「調査の仕方としてはいろいろあるだろう」と申し上げました。有識者委員会は昨年11月27日に発足し、外務省参与という肩書きとなり、「守秘義務が生じます」と言われて外務省の内側で作業することになりました。

これがもしアメリカだったらどうだったか。例えば「9・11」事件のあとにできた独立調査委員会は毎回公開で、一般の人が誰でも入れる。独立調査委員会の文書をもとに議論をして、証言者を立てて報告させるという形で進めていました。日本では調査の方法論が議論されなかった。岡田外務大臣の判断だと思いますが、まず外務省の調査チームが調査をして、それを受けて有識者委員という形で11月末から3カ月余にわたって調査をして出た結論が先に述べた内容です。

また広報戦略というのがありませんでした。途中経過では記者会見はやらないということで、私も夜回り攻勢を受けました。家に帰ると物陰に新聞記者が待っていて、玄関に駆け寄ってきて「今日の委員会どうでした」と聞きます。私は「言えないのですが、これはいろいろ問題がありますよ」と。先ほど村田元外務事務次官の一枚紙の話がありましたが、その報道についても私は不満があつて、一枚紙をいつ誰が作ったのかということが一切報道されていませんでした。それについて私はつい口をすべらせました（笑い）。ところがその記者は私が言ったことを記事にしないんですよ（笑い）。今外務省のホームページに出ているので見れば分かると思いますが8ページあります。一枚紙で書けるような簡単な話ではありませんから。

その記者はおそらく次の委員会の日程と場所を聞いたかったんでしょうね（笑い）。そのことをいつも聞かれました。いちばん変だと思ったのは有識者委員会の調査の対象は先に述べた4つの密約で、この密約の判定ということが新聞に出ていましたが、委員会は最初に報道に出た段階で密約判定をしていませんし、最終的にするのかどうかも知りませんでした。明らかな誤報もありました。誤報については訂正してほしいのですが、いまだに訂正は出ていません。読者を愚弄するものです。間違っていないにもかかわらず、新聞とはそういうものだと思っている方が書く側や書かれる側にいるのだと思い、非常に不満に感じました。

有識者委員というのはみんな大学の先生です。私も肩書きは大学の先生ですが、いまでもジャーナリストです。大学の先生というのははだいたいお山の大将で教室に行くと独裁者なんですね（笑い）。誰とは言いませんが、自分がこのように独自に判断して書いたんだという誇りをもっておられる方がいます。報告書は外務省のホームページに出ていますからよく読んでみてください。

密約の認定について多少は議論をしましたが、はっきり言ってあまり激しい議論はありませんでした。③については×で、〇じゃないかという人もいましたが、議論はしましたが、それほど長い議論ではありませんでした。偉い先生方ばかりですので、お忙しくて時間もありません。3月1日の最後の会議は午後7時から始まり、11時を過ぎると電車がなくなりますから時間切れとなります。どうなったのかなと思っていたら③は×に

なっていました（笑い）。

今回の調査の意義は、400件以上の文書が外務省のホームページにアップされたことです。これは日本政府はじめて以来のことです。ただアメリカでは全然評価されていません。ほとんどが日本語だからです。アメリカも出していない文書もありますから、これらの文書は英語にしないと意味がありません。例えばアメリカのウイルソン・センターでは冷戦国際歴史プロジェクトというのをやっていて、ロシアの文書や中国の文書なども英訳しています。中国などはなかなか文書を出さないのではないかと思われるかもしれませんが、中国の文書も英訳しています。このあたりが日本の遅れている部分だと思います。

密約①②については安保条約の調印のときの1960年、③④については沖縄返還のときの1972年に結ばれています。これらについて分担をして作業を進めました。私は②について担当しました。②は2008年にこの密約文書をミシガン大学フォード大統領図書館で私自身が見つめました。これこそ密約だということで今回外務省の文書と付き合わせました。だいたい外務省の文書と内容的に一致するので、明らかに密約だということで、めでたく◎をいただきました（笑い）。

ところがやはり問題は国民的関心が最も強い、核持ち込みに関する①で、これは当然密約です。先ほど太田さんが言われた引き継ぎ文書とともに英文の文書が保管されていました。この文書の存在については1963年4月4日にライシャワー駐日大使が大平外務大臣を大使公邸に呼び出して、朝飯会で「ここに書いてあるでしょう。核兵器を積んだ船が日本の港に入っても持ち込みにはならないんですよ」と説明しているわけです。この電文そのものが最初に発見されたのは1999年で、安保条約のときに結んだ密約の文書が今回出ているわけですから、なんで◎の密約にならないのか非常に不思議に思いました。しかも岸さんが結んでおきながら、あとの池田総理大臣、大平外務大臣に引き継いでいません。だいたい日本の総理大臣は密約を後任に引き継がない。腹芸で結んでいるですよ。沖縄返還のときの佐藤さんも密約文書を家に持ち帰ってキープしている。これは密約ではないということになりましたが、総理大臣が結んでいるのだからやはり密約だという意見が当然あると思います。

③は、事前協議を経て再持ち込みをしてもよろしいというものですが、再持ち込み先の基地まで書いてあります。嘉手納・那覇・辺野古・Nike Hercules（現在はPAC3）です。この4つの基地は核兵器を受け取れるような設備があるはずですが、核兵器はいいかげんな設備では受け取れません。受け取れる兵士も試験を通らないと任務につけません。しかし実際、アメリカは全世界で32個の核兵器を紛失しています。1965年にタイコンデロガという米海軍航空母艦が沖縄沖を通過中に核搭載の攻撃機を海上に滑り落としました。いまだに沖永良部島の100キロ沖に核兵器が沈んでいるはずですが、その事故がばれたのが1989年で、グリーンピースという国際反核組織がタイコンデロガの航海日誌を発見して分かったことです。タイコンデロガはその二日後に横須賀に入港していますが、積んでいた核兵器は、落とした一個だけということはありませんよね。核兵器を積んだまま横須賀に入っているのに、そのときも外務省は知らぬ存ぜぬで通しました。

外務省の中にも悩んでいる方もいます。最たる者が東郷和彦さんだと言えます。この嘘をいつまで言い続けるのかという思いから彼は文書を整理するわけです。彼のメモ（「東郷和彦が提出した文書について」）も外務省のホームページにアップされていますが、外務省が公開したリストと比べてみると、明らかに③の文書が見つかりません。核兵器を積んで一時的に寄港してもよいという密約が1960年当時からあったかもしれない、またそのことに言及しているかもしれない文書があったかもしれない。とくに、「高橋・マウラ会談記録（NCND=Neither Confirm Nor Deny）」は、核兵器の存在を肯定も否定もしないというアメリカの原則に関する会談ですが、これについての文書が見つかりません。意図的に廃棄したのではないかとみられます。

これについては60年安保当時のアメリカ大使館のナンバー2で、ワシントンで親しくしていたウィリアム・レンハートという人から聞いたのですが、日米は核兵器の存在を肯定も否定もしないという原則について合意

していたと言っていました。つまり、「核を積んでいても見逃してあげます」と日本が言っていたということです。非核三原則ではなくて非核二・五原則を日本もアメリカも実行していたということです。日本政府はこの非核二・五原則を何度か表に出そうとして、事実上「抑止力が必要ですから理解してください」と言い出したときがありました。外務省の7年前の「外交政策評価パネル」の結論の中に「非核二・五原則でよろしい」と書いてある。しかし、ある人から「非核二・五原則なんて世間に通用しませんよ。韓国や中国は何ていいですか。国際的に通用しません」と言われました。それを認めなかったのは国民の力です。ただ残念ながら有識者委員会の中では、判定に十分な時間を充てる余裕もなかったので文書だけの調査で終わってしまったのだと思います。

▼沖縄密約情報公開訴訟の意義

岩崎 貞明氏『放送レポート』編集長)



私はコーディネーターですが、原告となった沖縄返還に関する密約の情報公開訴訟について話します。

もともと情報公開訴訟なので、まず文書の開示を求めるという手続きを外務省と財務省に対して行いました。請求文書は、元毎日新聞記者の西山太吉さんが秘密電信文として入手したものの関連の文書になります。いずれも「不開示決定」それも「不存在」というものでした。これを不服として取消訴訟を起こしました。「不開示決定の取消」だけでは文書が出てこないで、「開示命令の義務付け」と、「やはりこのとき捨てていました」というような答えがもし出てくるとそこで訴訟が終わってしまうので、訴訟の戦略上、25人の原告一人ずつ10万円の国家賠償を請求しました。それが昨年3月16日でした。

それから1年あまり、てきぱきとした杉原則彦裁判長の進行で、4月に判決をいただきました。判決の主文は、不開示決定を取り消す。また開示決定をせよという義務付け。さらに原告一人あたり10万円払えというもので、100パーセント請求どおりの勝利判決でした。

判決の要点をまとめると、ひとつは裁判所として密約があったということを明確に認めていることです。アメリカから沖縄をカネで買い戻すという印象を持たれたくなかったため、アメリカ側が軍用地の補償をするのが国際的な通念になっているものを日本がこっそり肩代わりをしたというもので、国民に知られたくないので密約にしたということを裁判所が明確に言っています。これは日米の問題というよりも日本政府と国民という国内の問題だったと思います。

それから、情報公開訴訟にとって非常に画期的な判断がありました。これまで国側が「ない」と言ったら請求した原告側が「ないはずはない」という立証活動をしなにかぎりは勝てないものでした。国側が「あるけれど理由があって出さない」という不開示決定の場合は、国側が「出さない理由」を立証しなければならないのですが、探してもなかった場合には国側は「なかったんだからしょうがない」と言い切って平気だったということです。ところが今回の判決では、文書がどこかに保管されているはずだということまで原告が立証したら、国側が「捨てた」か「どこかに移した」ということを立証しないかぎり、保管状態が継続していると推認されるというもので、文書破棄の立証を国側に命じた判決です。これは国が新たな責任を負わされるので、国は控訴してくるだろうと思っていたら、やはり控訴してきました。

外務省側は探してもなかったと主張していますが、「普通に探してはダメだ」と裁判所は言っています。

「国民に隠さなければならない特別の文書だったのだから、機械的・事務的な調査じゃだめだ」と言い切っている。ちなみに春名さんもかわられた有識者委員会の活動については、この裁判はまったく判断をしていません。というのは、私たちが裁判をはじめたのが自民党政権のときだったからです。

国家賠償を請求どおり 10 万円認めたことについて、判決は「換言すれば、米国国立公文書館で公開された文書を手に入っていた原告らが求めていたのは、本件各文書 1 の内容を知ることではなく、これまで密約の存在を否定し続けた我が国の政府あるいは外務省の姿勢の変更であり、民主主義国家における国民の知る権利の実現であったことが明らかである」とあります。私たち原告の主張をきちんとくみ取ってくれた判決であったということです。

沖縄返還の問題というのは、思いやり予算など今日に続いている問題です。核持込みの問題も、文書があろうとなかろうと、いま生きている問題として改めて考えていかなければならないと思います。

2 部：質疑・討論

▼抑止力とは何か

岩崎

さて、たくさんの質問をお寄せいただきました。最初は抑止力について太田さんのお考えを説明してほしいというものです。米軍の海兵隊が日本の抑止力にとって必要なのか、という質問もあります。

太田

私は軍事の専門家ではありませんが、まず「核の傘」という概念から説明しますと、アメリカは核兵器を持っているので、攻められたら核兵器を使うと威嚇するわけです。攻められたら報復するという意思を示すことで、アメリカにとって不都合な行動をしなさいとすることがまず抑止です。核兵器で威嚇したり核の脅威を全面に押し出したりすることで、相手が嫌なことをしないことを核抑止と言うわけです。

ソ連とアメリカは冷戦時代、「一発撃ってきたら何十発も撃ち返す」という核報復の意思を明確にすることで相手が核で攻撃してこないというもので、これを相互核抑止と呼びました。日本の場合は「核の傘」です。少し難しく言うと拡大核抑止、つまり核抑止の効能・機能を拡大したものです。日本は核を持っていないけれども、日本が攻められた場合、アメリカが核を使う。ですから「日本に攻めないでくれ」というものです。つまりアメリカの核抑止を拡大・展開することで、相手に攻撃させないという概念です。

抑止力というとみな思考停止になってしまうということを、政府の人間を取材していて感じます。抑止というのは核や通常戦力以外の要素もあります。ミサイル防衛も、「ミサイルを撃ち落とす盾があるから、攻撃しても無駄ですよ」と示すもので、これもひとつの抑止だと軍事戦略上は言われています。ここで大事なのは、抑止というのは必ずしも核やミサイルなど物騒なものばかりではないということです。例えば、世界的に経済的な相互依存関係が深化している。日中間でも米中間でも、お互いの国債を持ち合い、お互いの国の金融資本に多額の投資をしている、人々の往来が盛んになっているという状況下で、軍事的な手段で目的を達成しようとすると、自国も多大な被害を受けることになります。そう考えると、武力行使や核攻撃に訴えることを逡巡せざるをえません。これも抑止力の重要な要素です。

さらに重要なのが市民の意識だと思います。核の問題をワシントンや東京で何年か取材してきましたが、「核のボタン」というのは簡単に押せないものです。広島・長崎に原爆を投下したトルーマン大統領ですら第二次

世界大戦後は、核戦略を作りたいと軍部が言い出しても「やめとけ」と言っています。「女性や子どもを殺す兵器で、普通の弾薬と思っではいけない」「私は軍事戦略、外交戦略には核兵器という要素を当面入れたくない」という趣旨のことを側近たちに言っています。つまり、自分が核を落としたことへの呵責の念が相当深かった。そしてそれは、広島・長崎の原爆被害を訴えている被爆者の方や日本国民の受け止め方だったと思います。核というのはとんでもない、残虐性極まりないという概念が社会の規範になっていった。アメリカやソ連の指導者が「核のボタン」を押すのを逡巡させる、これも大きな抑止力です。

沖縄の海兵隊がいなくなったら抑止力がなくなるかという、別の要素もあるわけです。経済的な関係もありますし、またミサイル防衛もあります。これらの抑止力は数値で表わすことはできませんが、どれとどれが補えあえるかなど様々な道具立てがあり、抑止力はある程度堅持できるのではないかという議論は可能だと思います。しかし日本政府でその議論がされているという話は聞いたことはありません。「海兵隊がいなくなると抑止力が弱くなる」と鳩山さんが言いますが、他の要素で補うことも可能なのです。必要最低限以上に抑止力を持ち続けることで相手に間違ったメッセージを送ってしまうこともあります。これらのことをふまえた戦略的な議論や判断が日本政府に求められていると、私は常々思っています。

岩崎

春名さんにもたくさんの質問がきています。

①一つめは、有識者委員会の報告で、佐藤・ニクソンでかわされた密約文書が自宅から出てきて×になったことについてです。この密約には若泉敬（京都産業大学教授）が密使として暗躍したことが、彼の記した『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』という本のなかに克明に書かれています。有識者委員会の報告のなかで、「若泉敬氏の役割は否定できない」としながらも、密約でなかったと評価したことが納得できない、という質問です。

②二つめは、有識者委員会のメンバーはどのように選ばれたのか、有識者委員会の報告は十分に議論されたものではなかったという話だったが、結論について異議申し立てができないのか、という質問です。

③三つめは、いまとなっては密約があったということを隠し続けてもしょうがないと思うが、それでも日本政府が隠し続けるのはなぜか、また密約が暴かれたとしても今日的意義はないのではないかという質問です。これについてはあとで新原さんにも伺いたいと思います。

春名

有識者委員会のなかで私は②を担当したのですが、これについては調査の前から、記事にしたり雑誌に書かせてもらったこともあるので、知っているということもありました。③については詳しくないので自分でも判断できないこともあって、×になったことについては発言しませんでした。これについては理解できる部分もあります。佐藤元首相は、この密約を後任の首相にも引き継いでいないのです。

ホワイトハウスの大統領執務室に附属している小さな書斎があります。打ち合わせではニクソンが美術品を見せるとなっていたそうですが、実際には「自分の家の写真を見せる」と言って招き入れています。中に入るとキッシンジャーが待っていて「署名してくれ」と言われて、佐藤首相が署名したという経緯です。打ち合わせではイニシャルだけでいいとなっていたのに、実際にはフルネームで署名したということです。佐藤首相とニクソン大統領は二人の通訳も欺いて、通訳を残したまま部屋に入って密約を結んだのです。アメリカ側はその文書を引き継いでいますが、佐藤氏は引き継いでいません。アメリカ側は機関決定としてやっていますが、日本側は首相の腹芸です。はたしてそういうものが実効性があるのかという議論はたしかにあります。しかし、アメリカ側は総理大臣が署名しているのだから有効だと主張すると考えられます。ここには4箇所の核の持込み先が書かれています。その一つは辺野古で、いかに辺野古が重要かということが分かると思います。

有識者委員会選定の経緯は、全然分かりません（笑い）。私は某 A 新聞社の記者から突然電話があり、先生の名前がリストに載っていると聞かされました。それから二、三日経って岡田外務大臣の秘書から電話がありました。学者ばかり揃えるということに抵抗感があつたのかもしれない。

③については、若泉敬氏が記録に残したというのが大きかったと思います。佐藤（元首相）は約束どおりにやっています。「この文書は大統領オフィスと総理大臣オフィスのみ保管する」と書いてあります。ですから外務省に見せなくてもよいこととなります。これは関係ない話ですが、密約を結んだ部屋というのはそれから 26 年後にビル・クリントンとモニカ・ルインスキーが不適切な関係をもった部屋です（笑い）。ですから相当いかがわしい部屋であることは間違いありません（大笑い）。

▼密約と昭和天皇

岩崎

新原さんにも伺います。外務省がいまだに隠し続けていることにどういう意義があるかということと、もう一つは、密約に昭和天皇がどうかかわっているのかというご質問です。

新原

1960 年の核持ち込み密約の問題では、最近鳩山内閣のもとで外務省を中心に「持ち込みの実態がなくなった」という意味のことを言っています。これを仔細に見ていくと、アメリカ政府が発表していることとかなり食い違っていて、かなり歪めた発表を外務省が故意に行っているふしがあります。例えば、原子力潜水艦が佐世保や横須賀など 3 つの港にしばしば寄港しています。これには核弾頭付き対地攻撃用の巡航ミサイル・トマホークが積み込める態勢になっています。指示があれば、アメリカ本国の東西両海岸の核弾薬庫——東海岸はワシントン州のバンゴールという核弾薬庫に一定数が貯蔵されています——からすぐに積み込みます。これは 1994 年のクリントン体制下の NPR（核態勢見直し）で公表されたものです。水上艦からは核兵器を降ろすけれど、原子力潜水艦の核トマホークは積載態勢を続けると公表されました。

岡田大臣の下で外務省が繰り返し発表していることは、この 94 年の NPR を完全に無視しています。麻生内閣のときには、アメリカ議会で戦略問題の特別委員会が開かれ、日本の大使館は 3 ページの秘密ペーパーを出して、2013 年に予定されている核トマホークの退役の前に日本政府と相談してほしいという要望を出していました。これは太田さんが記事にしていますが、これがどうなっているのか、はっきりしないのです。最近オバマ政権の下で出した NPR では、原子力潜水艦に搭載する核トマホークをやめるということになりました。しかしいつやめるのかについて具体的なことはほとんど分かっていません。いまは 2013 年に退役するという、これまでどおりの計画が続いているとしか思えません。

外務省は認めませんが、アメリカの有事・随時核積載態勢、とくに攻撃型原子力潜水艦の態勢は現にとられていると見るができます。それ以外に戦術戦闘機などもあります。B52 など戦略爆撃機が日本に来ることはまずないと思いますが、アメリカ軍部はその権利をもっていると主張しています。ですから有事のときに日本に核を持ち込まないともかぎりませんし、これを禁止する法的措置はとられていません。1960 年の核持ち込み密約は航空機や艦船を認めていて、この密約をやめないかぎりアメリカは権利を持ち続け、日本はそれを認める義務を負っていることとなります。これについて私たち国民がどういう態度をとるかが鋭く問われています。外務省は事実関係を含めてあいまいにしようとしています。

沖縄返還のときの再持ち込み密約について、1970 年代に真田秀夫法制局長官が国会答弁で「条約締結権者、つまり総理大臣や外務大臣が結んだ条約や協定、取決めについてはたとえそれが密約であっても、閣議にはから

なくても法的効力を持つ」と答えています。権威ある国際法学者もこれを認めています。ですから 60 年密約にしても沖縄返還時の核再持込みにしても、きちんと廃棄の手続きをする、あるいはその通告をするなどの手だてをしないかぎり、アメリカ側は権利が生き続けていると当然ながら見るでしょう。

1974 年、復帰後初めて沖縄の伊江島の射爆場で、嘉手納基地の部隊によって核爆弾の模擬弾の投下演習が再開されています。復帰直前の 1972 年 3 月の佐藤首相の答弁では「もうやめさせます」「これは信頼関係です」と言っています。しかし解禁文書で見ると、その後にアメリカ国務省とやりとりをした上で、アメリカ大使館が「これは安保条約上の当然の権利である」「核爆弾そのものではない核投下の訓練はやれるのだ」と言っています。沖縄の施政権返還を前後して、佐藤答弁をくつがえすような国会答弁になりました。1974 年に核投下訓練が再開され、国会で追及が始まると、当時の自民党政府は「核投下訓練は問題ない」と答えています。

ハワイの太平洋軍司令部のコマンド・ヒストリー（1 年間に軍が何をやったかということが書かれた秘密文書。75 年当時のものは解禁されている）によると、S I O P という戦略核戦争任務の特別秘密計画書があり、その指示の下、特別の任務を与えられた米空軍の部隊が韓国に 2 個飛行団と沖縄に 1 個飛行団があり、嘉手納基地の第 18 戦術戦闘航空団がそれに当たるが、74 年からその S I O P 任務が強化されたということが書かれています。

1981 年に日本共産党国会議員団が嘉手納基地の内部文書を手に入れ発表したことがあります。それは 1975 年に B61 核爆弾が嘉手納基地に持ち込まれたというものでした。このようなことからみても、アメリカは当然、核再持込みの権利を行使し続けていると言えると思います。

二番目の質問については、私はよくお答えできません。太田さんどうですか？

太田

私も分かりません。日米関係について天皇は、政治的な行動はされないことになっていますが、非公式にはアメリカとの関係については肯定的な対応を示されていたということはあるようです。

核の関係で申し上げますと、中国が初めて核実験を成功させた 1964 年 10 月、佐藤栄作氏がその直後に総理になり、65 年、67 年、69 年と日米首脳会談を行い沖縄の問題を話します。彼は訪米の前に天皇に謁見に行き、日米関係について議論しています。67 年の会談だったと思いますが、天皇の言葉をわざわざジョンソン大統領との会談でもちだして、「天皇も日本の安全保障を懸念されている。ですからきちんと核で守って欲しい」という趣旨のことを言っているという内容の米側文書を見たことがあります。天皇が本当にどこまで言っていたかはわかりませんが、時の政権はうまく天皇カードを持ち出すことで「核の傘」の強化をはかろうとしていたという実態もあったのではないかと考えています。

新原

天皇の問題について追加します。私が見たことのある解禁文書——60 年代だったと思います——に、昭和天皇の園遊会にアメリカ軍の高官が来たとき、天皇がその人を呼んで、日本に米軍がいてくれることはどんなに大事であるかということを強調したという内容がありました。

岩崎

関西学院大学の豊下楯彦教授が『昭和天皇・マッカーサー会見』という本を書いています。その内容を乱暴に要約すると、日本は軍備を放棄するので、天皇は三種の神器を米軍に守ってほしかったというものだったと思います。

春名

小沢さんの右腕と言われた平野貞夫元参議院議員が核拡散条約についての話を本にしています。元国連大使に聞いた話では、(昭和) 天皇は具体的に言わないで、「あれ、どうかね」「あれはまだかね」などおっしゃるそうです。いま再検討会議をやっている核拡散防止条約ですが、日本は署名したあと批准がものすごく遅れていました。その当時天皇は、当時の前尾繁三郎衆議院議長に「あれはまだか」と言い、ロッキード国会で厳しい国会だったが、前尾さんは無理をしてそれを通したということ、前尾さんの秘書をしていた平野さんが書いています。おそらく事実でしょう。天皇自身は政治に関与してはいけないので、具体的には言わないで相手に言わせる。前尾さんは「分かりました、なんとかします」と答えたのではないのでしょうか。

▼密約とメディアの役割

岩崎

春名さんと太田さんについて、報道についての質問があります。西山太吉さんを除いて基本的にはアメリカ側の資料や証言がきっかけにないと日米の密約の問題が明らかになっていません。日本のメディアの取材や報道に問題があったのではないかと。また西山さんのやったことはある種のスキャンダルのな事件になってしまったが、報道がそういうふうにしてしまったのではないのかという質問です。

太田

たしかに、アメリカの証言や文書が出てきて、それをフォローアップするような形で密約解明が進んできたという実態は間違いないと思います。なぜかという、日本側が文書を出さないからです。また核の問題は棺桶に入るまで口をつぐんで持って行かなければならない話だと考えている人が多かったということもあります。いまは歴史的事実ですが当時疑惑と呼ばれたものを解明するのは、ひとつはアメリカから出ている公文書であり、あるいはアメリカの当局者の証言でした。ですからきっかけがアメリカの公開資料であったということが密約解明にいたるアプローチに正当性を付与しないとは思いません。アメリカの資料を突きつけながら(元)外務事務次官に取材をすると、彼らはそれを大筋認めていく。密約とは言いたがらない人がたくさんいましたが、「このような文書が日本側にある」ということは言うのです。

政権交代があり、これで政治が変わったという果実が示せるという別の思惑もあって、密約解明が進んだ経緯があると思います。したがって、メディアの努力が足りない部分はずいぶんあるとは思いますが、例えば74年の*ラロック証言は、メディアが秘密で行われた議会証言を引っ張り出して日本で報じて大騒ぎとなりました。*ライシャワー発言も当時毎日新聞にいた古森義久さんの取材でした。*タイコンデロガの事件は春名さんでした。それなりに重要局面でメディアが政府が隠しているものの真相を何とか引き剥がそうとしたのです。それが今回の有識者委員会の調査に繋がっているのは間違いないと思います。

それから西山さんの問題は、私はまだ生まれて間もなかったので多くを語ることはできませんが、スキャンダル問題にすり替えられ、それにフォーカスが当たっていったというものです。たしかに取材のソースを明かしてしまったのは新聞記者としてはやってはいけないことです。しかし、それと女性スキャンダルはまったく別の問題で、なぜメディアが振り回されたのか、もっと検証されていいと思います。

*ラロック証言：1974年10月、米退役海軍少将のラロック氏が米議会で「核兵器搭載可能な艦船は日本あるいは他の国に寄港する際、核兵器を降ろすことはしない」と証言、核疑惑が一挙に表面化した。

***ライシャワー発言：**1981年、古森義久記者（当時毎日新聞）のインタビューに答え、「駐日大使当時、（非核三原則を無視して）米軍は日本国内の基地に核兵器を持ち込んでいた」と証言。

***タイコンデロガ事件：**1965年に日本近海で米海軍艦載機・A4E スカイホークが空母タイコンデロガから転落、1メガtの水爆B43を1個搭載したまま水没した。ベトナムでの任務を終え、横須賀に向かう途中。当時は非核三原則はまだなかったものの、日本政府の核持ち込み禁止政策に反して、核搭載艦が日本に寄港していたことになる。1989年5月になって暴露された。

春名

西山事件のとき、JCJ大阪で当時、朝日新聞OBのむのたけじ（武野武治）さん呼びました。そのとき彼が言われたことをいまでも覚えています。「これは日本で取材をしてもしかたがない。アメリカに行きなさい。ワシントンに行きなさい」と。

西山事件に関する密約の関連で、ひじょうに面白い文書がアメリカ公文書館にありました。そのタイトルは「Cats and Dogs」です。It rains like cats and dogs.と言うのは「どしゃ降り」という意味です。ようするに「大騒ぎ」ということでしょうか。キッシンジャーが日本に行く直前に、彼に日本がどういう状況になっているのかを説明した文書です。そのなかに、日本の新聞記者が非常にしつこく取材したら、私たちはこの秘密をずっと隠しておくことはできないだろうと書いてあります。裏返すと、日本の記者はあまり取材していなかったということですね（笑い）。ただ、いったん公開した文書を日本政府の要請によって——Reclassify というのですが——また秘密指定して非公開とするということがよくあります。アメリカ政府が公開しているものを日本政府が依頼して引っ込ませるので、恥ずかしいことですね。

▼アメリカ内部にも核政策批判が

質問

日米密約、日本政府内の密約、外務省内の密約ではレベルが違ふと思います。外交的な問題に発展しそうな密約と外務省内で処理できるような問題を一括して「密約」というのはどうなのかなと思います。

もう一つは、秘密をバラしてしまった場合、罰則がつかますね。たぶん国家公務員法100条2項だったと思いますが、民間人の場合はそのような罰則はあるのでしょうか。見ていると、バラしてしまっても——かつての事務次官が言っていますが——何のおとがめがないですよ。ですからそんなに法的規制は強くないのかなと思っていますがどうなのでしょう。

逆に、日米密約でライシャワーが「アメリカの船が核を持ち込んでいるのは当然だ」「軍事的常識から言っても何も持たないで沖縄に行くことはありえない」と言いました。それに伴う罰則はどうなっているのでしょうか。

春名

守秘義務というのは辞めた後も一生つきまとう。したがって、辞めた後でも話していけないことを話した場合は、逮捕されることもありうると思います。しかし罰すべきかどうかは政治的判断だと思われます。同時に密約については、まだこれからの課題です。1960年の安保改定の際のアメリカ側のチームは大使がマッカーサーで次席がレンハートで、この二人ともいわゆる国務省のジャパン・スクールではない。後々のジャパン・スクールの人たちは、ライシャワーなど知日派の人たちとはいいのですが、マッカーサーやレンハートらを非常にきびしく批判しています。

ライシャワーが1981年に毎日新聞の古森義久氏にバラしたことを、この二人はものすごく怒っていました。ジャパン・スクールとその他の人たちとの対立が密約とのかかわりで何かあったのではないかということ、有識者委員会の中で私も発言しました。しかし課題が大きすぎて誰もそのことに取り組みませんでした。おそらく、マッカーサーの詰めが甘すぎて文書を残していないということもあるのではないかと思います。

私もワシントンで長いこと取材をしてきましたが、ファックスで送ってくれる密約もあるんですね。建設市場の開放問題で、ワシントンの日本大使館の経済担当公使がアメリカ商務省に対して「日本はこのようにマーケットを開放します」と書いている。アメリカ商務省は、それをもらって上院の外交委員会の私が親しくしていた人に送る。その彼が「さっきもらったよ」と言うので、共同通信のワシントン支局にファックスで送ってもらいました（笑い）。それを日本大使館の公使に見せたら烈火のごとく怒っていました。

つまりこれは密約とは言えない、明らかに外交的なテクニックの問題だと思います。あるいはFSXの問題——いまはF2と呼ばれ、アメリカとの共同開発で1兆円以上のカネを使っているのに、想定通り飛ばないんですね——アメリカとのワークシェアの取決めですが、作業分担を4割アメリカ側にやらせるという文書を松永さんという大使が交わしています。当時、私が知っているペンタゴンの人が「こういうのを交わしたよ」とファックスで送ってくれるわけです。

密約になったのは、日本国民があくまで嫌だと考えていることを合意したので隠したということだと思います。岡田外務大臣が「これは問題だ」と言って調査にのり出したのは、政権交代というチャンスもあったと思いますが、太田さんが4人の元外務次官を取材して報道して、あとを追いかける記者が追及して、村田元次官が名乗り出たというタイミングがばっちり合った。日本人の反核・平和を求めるエネルギーと一致したということがあったと思います。

新原

1960年の核持込み密約やその他の密約を秘密のままにし続けるか、あるいはオープンにしてもいいのではないかという議論が日米両政府のそのときどきに起きています。正確には、公開して核積載艦船と航空機の日本への寄港あるいは飛来は自由にさせろという流れを作ろうとした人たちがいたわけです。1963年4月4日の直前にライシャワー駐日大使が国務省に具申して、これは蹴られています。似たようなことは田中内閣のときにも大平内閣のときにも繰り返されています。それぞれの政権がすぐに終わったということもあったのでしょうが、秘書官たちから「そんなことやったらたいへんだ」ということでその案は見送られています。核持込みを認めるという動きは、日本国民を恐れてできなかったのです。

これとは別に、もう一つの流れがアメリカでありました。それは1974年の米議会でのラロック証言ですね。ラロックさんには何回もお会いしていますが、1974年に「アメリカの艦船で核兵器積載の能力のある船が外国の港に寄港する前に核を下ろすことはない」という証言をなぜされたのか理由を聞きたくかったので、2時間半ほどインタビューしました。ラロックさんの答えがなかなか忘れがたいものでした。「二つ理由があり、一つは、私はアメリカの核兵器を持ち込むことは核戦争の危険を増大させると思っていたからそれに警告を發したかった。もう一つは、日本には非核三原則があり、核兵器を持ち込ませず、も含まれていることを知っていた。しかしアメリカがやっていることを、アメリカ人が日本国民に黙っていたらフェアでないと思った。だから私は言った」と言われました。私はその話を聞きながらびっくりし、また立派だなと思いました。彼はオープンにして止めさせようと考えて言ったわけですね。

そのときの小委員会の座長がサイミントン委員だったのですが、議事録を読んでいると、サイミントン委員の質問もものすごく面白い。核政策にかなり批判的なことを言っているのです。ですから私はラロックさんに「あなたはサイミントンさんと昔から親しい友達だったんですね」と聞いたら「いや、初めて会った。私はサ

イミントンの質問を聞いてびっくりした。それでそれ以降仲良しになった」というのです。サイミントンは、「自分がかつて空軍長官をやっていた。そのとき部下に、空軍にも核使用計画があるはずだから持ってこいと云ったら、『長官といえども見せられません』という答えだった」と。それ以来、サイミントンはアメリカの核使用計画に批判的になったと言っていたそうです。「オープンにせよ」という主張は日米両方のサイドからあったわけですが、核持込みを続ける側からの動きはうまくいかなかったということが言えます。

ほかに裁判権放棄密約もあります。これはアメリカにたくさんの解禁文書があつて、アメリカ側から絶えずこの密約をオープンにしてくれと要求しているんですね。1953年の秋に安保の行政協定、いまの地位協定17条の米兵犯罪の裁判権のところを改定されて、公務外、つまり勤務中以外の犯罪行為については日本に第一次裁判権を持たせることが取り決められます。これについて日米合同委員会の非公開議事録で法務省幹部の津田実が「日本にとって著しく重大なものでないかぎり、公務外の米兵犯罪の裁判権を放棄する」と約束して、これは非公開の密約になりました。

ところがアメリカがこの密約で外交上苦しみだします。韓国やフィリピンなどあちこちで地位協定を結ぼうとしたとき、日米地位協定の17条を見ると、公務外の米兵犯罪はすべて日本が裁くようになっている。表向きにはそれしかないの、フィリピンが「我々の国はかつて日本に支配された国である。日本以下の条件で地位協定を結ぶわけにはいかない」と言いだし、それでアメリカは困ってフィリピンの米国大使館が東京の大使館に電報を打って、日米間の密約について交渉の中だけでいいからフィリピン側に見せて説明したいので、日本政府と掛け合ってくれないかと頼みます。それで日本政府に掛け合ったら「ダメだ。バレたらどうなる」と言われるのです。

▼東アジアの緊張緩和が重要

岩崎

最後に一言ずつコメントをいただきます。そのときに、この質問を念頭においてお話しただけだと思います。それは、アメリカに対する従属構造を断ち切るにはどうしたらいいのかというものです。

春名

オバマ大統領も核兵器の役割を減らすと言っていますが、オバマさんは大統領候補のときはかなり自由なことを言っていました。しかし大統領になるとやはり核抑止力をもたないとだめだということになってきているわけです。鳩山さんが沖縄で言ったことは、中国が核兵器をこの10年間で30%以上も増強していることです。その他のNPT（核拡散防止条約）に基づいて核兵器の保有を認められている4カ国は核兵器を減らしているのに、です。アメリカは五千いくらかという核弾頭数を公表しましたが、もっと減らせるはずで、中国も400発くらいあり、さらに増やしているわけですね。それを減らせるように寄与できるかどうかというところに日本の役割があると思います。

私は、東アジアの安全保障環境の改善が先だと思います。アメリカにとって、「守ってやっているくせに日本は何もやっていない」と日本に辛くあたる。日本を従属させようというのはそこにあると思います。したがって、東アジアの安全保障の改善がかなり問題の緩和に役立つと思っています。

太田

東アジアの安全保障環境については、冷戦が終わってからあまり変わっていません。経済的な市民レベルでの相互依存関係は相当進んでいるのに、敵か友かというモデルがいまだに続いているというところに、アメリ

カがこの地域を支配していかなければいけないと思っている根底があるわけです。そこで、どうやって多角的に緊張緩和をもたらすかということが非常に重要です。

この問題が深刻なのは、密約という裏で結んだ合意を国民に知らせていなかったという政策執行の問題と、その政策執行の対象が核の運用であったという問題だと思います。いくら密約でも、何年かしたら政策を検証しなければならない。民主主義国家であれば、ある政策を執行したのであれば、その政策は本当によかったかどうか評価するはずで。評価・分析し、よければ継続させるし、改良が必要であれば改良を加えて新しい政策を生み出す。そういう政策循環（ポリシーのサイクル）というものが日本ではあまり機能していません。その一つの理由は、政権交代がなかったことです。政権交代があれば、前の政権の政策を評価しなおすのでそういう機会が与えられます。密約はずっと自民党政権下で続いてきたものなので、政策を循環させる機会がめぐってこなかったという日本の民主主義の未熟さが露呈している問題です。

もう一つは、そこに核という問題が交差してしまったことです。みな「核の傘」があるから守られている、抑止がきいていると思込んでいるのですが、間違ってボタンを押してしまうというような偶発的な核戦争が起こらないともかぎりません。ペリー元国防長官などは在任中、3 回ぐらい核戦争がおきるのではないかという思いをした局面があったと言っています。人工衛星の打ち上げを核ミサイルと誤認することで核のボタンを押してしまう可能性があるわけです。

しかも冷戦時代につくられた核戦争計画が、ここ十年くらいどんどんアメリカ側で公文書として公開されていますが、60 年代に作られた核戦争計画は、広島タイプの都市を爆撃する場合に、あれより大きな核を何発も落とすというものです。1 発落とただけでは効かないかもしれないから 2 発、3 発落とて念を押そうというのです。ですからいったん全面核戦争が始まれば何千発という核が使われるという戦争計画が実際に描かれていたのです。核密約で横須賀や佐世保に來ている艦船は、ロシアにしてみれば格好の攻撃対象です。相手に核のボタンを先に押させないようにするには、相手の核をやっつけなければいけませんから、軍事の最優先目標がその核になる。核を持っていることが安全につながるというのは危ういわけです。

オバマが核の役割を逡減するという主張をしているのですから、日本としてはこれをどんどん応援しなければなりません。中国は相変わらず質的増強を続けていますが、それに対してもきちんと訴え、巻き込んでいかなければならないと思います。私は、「核なき世界」というのは追求すべき課題だと考えています。核がテロリストにわたると危険だというだけではなく、偶発的な核戦争の危険性や、核を保有しているのに民主的な制度がない国でクーデターが起きてしまった場合なども想定していく必要がある。核の危険は冷戦時代より増大しているのではないかと思います。ですから核密約の問題はもっと真剣に考えなければならぬし、核密約を結んだ人たちは核兵器に内在する危険性をそこまで理解していたとは思えません。

新原

一つは、軍事同盟の時代は終りつつあるということだと言いたい。アメリカでも『同盟の終わり』という本が数年前に出ました。第一次世界大戦にしても第二次世界大戦にしても、軍事同盟の対立から始まったわけです。その反省の上に国連憲章を作ろうとしたのだけれども、最後の段階でアメリカが集団自衛権を押し込んだと言われています。いま、軍事同盟をなくするという機運が高まっています。東アジアでもアメリカの基地がある国、軍事同盟を結んでいる国は少なくなっています。このような流れや ASEAN の動きを、私たちは直視する必要があると思います。

二つめは、東アジアの悪循環をどう壊せばいいのかという問題です。私たちはアメリカのサイド——いままでの保守支配層の見方にあまりにも慣れきっていると思います。相手のサイドからどう見えるのか、あるいはこの悪循環が、日本に巨大なアメリカの基地があることで進んでいるのではないかという見方も必要だと思

ます。抑止力といいますが、ベトナム戦争までの歴史をみますと、アメリカは何度も核を使おうとしています。そのときの相手＝中国も北朝鮮もベトナムも核を持っていませんでした。悪循環の打破を、もっと相手の立場、アジア全体の立場を慮って真剣に追求すべきだと思います。

岩崎

時間になりました。きょうはどうもありがとうございました。